

## 一般社団法人 日本血栓止血学会 学術集会企画委員会 内規

平成24年1月7日制定

令和8年1月24日改定

(名 称)

第1条 一般社団法人日本血栓止血学会（以下、本会と称する）定款第32条、及び施行細則第26条に基づき学術集会企画委員会（以下、本委員会と称する）を設置する。

(目 的)

第2条 本委員会は本会の学術集会について検討し、理事会に諮問することを目的とする。

(役 員)

第3条

1. 本委員会には役員として、本委員会委員長（理事1名）をおく。役員は本会会員であることとする。
2. 本委員会の委員長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
3. 本委員会の委員長の任期は2年とする。ただし、2期までの再任を妨げない。
4. 必要に応じて、副委員長をおくことができる。その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
5. 本委員会の副委員長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(委 員)

第4条

1. 委員数は若干名とし、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
2. 委員は原則として本会会員とする。
3. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
4. 必要に応じて、理事長の委員会出席を要請する。

(事 業)

第5条 本委員会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学術集会の現状を調査・分析し、今後のあり方について理事会に諮問する。
2. 次の事項を協議し、理事会に提言する。
  - (1) 学術集会の企画・主題。

- (2) 学術集会の時期、会期、開催地、会場等。
  - (3) 学術集会のプログラムの大枠。  
(一般口演、ポスター発表、特別・教育講演、シンポジウム、ランチョン・モーニングセミナー、本会科学標準化委員会 (SSC)・本会学術推進委員会 (SPC) シンポジウム、他学会との合同シンポジウムなど)
  - (4) 学術集会の運営方法。  
(財政、会計、支援企業／団体、コンベンション会社)
  - (5) サテライトシンポジウムなどの企画。
  - (6) その他 (市民公開講座など)。
- 3. 学術集会のプログラムを学術集会長と共同して編成する。
  - 4. Iwanaga-Memorial award in JSTH congress の企画および運営に関すること。
  - 5. その他。

付則

- 1. 本委員会内規は平成24年1月7日から施行する。
- 2. 本委員会内規は令和8年6月1日から施行する。